

## 議案第2号

### 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例案

職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年大阪市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の自己啓発等休業に関する条例第5条第2号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「旧学校教育法」という。）第104条第4項第2号の規定により旧学校教育法第83条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第91条に規定する専攻科及び旧学校教育法第97条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

平成31年2月7日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

#### 説 明

学校教育法の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

### 職員の自己啓発等休業に関する条例 (抄)

(自己啓発等休業の期間)

第4条 法第26条の5第1項の条例で定める期間は、大学等課程の履修（同項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）のための休業にあつては2年（学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院（以下「大学院」という。）の課程（同法第104条第4項第2号第7項

の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程であつて、その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合は、3年）、国際貢献活動（法第26条の5第1項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業にあつては3年とする。

(大学等教育施設)

第5条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

(1) 省 略

(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであつて同法第104条第4項第7項

2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）

(3) 省 略